令和７年度第９回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年１２月１０日（水）午後４時００分
２　場　　所　銚子市役所２階会議室
３　議　　題
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について
　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請処理について
　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について
　議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２３名）内農業委員出席１４名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	欠席	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	欠席	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　清	24	宮内　春雄
25	欠席	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　２番加瀬　明委員・１９番向後　繁範委員・２５番早船　徳治委員

６　事務局出席者（３名）
　　事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智
　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

――――――　午後４時００分開会　――――――

議　長　　それではただいまより、令和７年度第９回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号２番加瀬　明委員・１９番向後　繁

範委員・２５番早船　徳治委員の３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号６番　　信太　庄一郎委員

議席番号７番　　髙橋　律子委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、長塚町５丁目４２９４番、登記簿地目畑、現況畑、地積１，５１０㎡外１筆合計地積３，０３５㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、銚子西中の信号を左折し、七ツ池の坂を上り右折し高野方面に向かい２００m進み、左折し１０m先の両側です。現在は、キャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は近隣地にも耕作地を所有しており、経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業経営の縮小のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響は

ないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小浜町２７３４番１、登記簿地目山林、現況畑、地積４２９㎡外５筆合計地積２，５５１㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に進み、小浜町の信号を右折し、５００m先の右側です。現在は、ダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、譲渡人の希望によります。譲渡人は、高齢のため、農業後継者である譲受人がやる気になるようしたいためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第１号の３
○○委員	それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町８４９番、登記簿地目畑、現況畑、地積３５３㎡外５筆合計地積２，６０７㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、森戸町旧道の成毛坂を１５０ｍ上った右側です。現在は、耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業経営を継ぐ者がいないためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （なし）
議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 （事務局朗読）
議　長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第４条の規定による転用の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、親田町７０２番２、登記簿地目畑、現況畑、地積５９㎡外３筆合計地積１７４㎡です。申請の用途は、進入路及び敷地拡張用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、親田町桑田商店のところの信号の５００m先を左折し、５００m進み右折し５０mのところです。現地調査を行ったところ、現在は、すでに進入路及び敷地拡張用地として使用されていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、進入路１１５㎡及び敷地拡張５９㎡です。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書　この度、私が所有する農地につきましては、農地法第４条第１項の規定による許可を受けずに、宅地への進入路及び宅地敷地として無断転用しておりました。法令に対する理解が不足していたことにより、結果として違反行為を行ってしまったことを深く反省しております。今後は、農地法をはじめ関係法令の内容を十分に理解し、転用を行う際には、必ず事前に許可を受けるよう徹底いたします。このたびは、関係各位にご迷惑おかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。１違反の内容　宅地への進入路及び宅地敷地として無断で転用した。２再発防止策　今後は、農地の利用、転用にあたり、必ず事前に農業委員会へ相談、許可申請を行い再発防止に努める。申請の内容は以上です。よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番から５番は関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１～５

○○委員　　それでは､順位１番から５番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○市○○○○外４名です。申請の地番、地積は、森戸町１８７９番５、登記簿地目田、現況田、地積４１９㎡外７筆合計地積４，７２４㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、森戸町成毛坂を上り２kmほど進み、斜め右方面に向かい広域農道に突き当たり、左折し５０m先の右奥です。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光パネル５２８枚、パワコン５台です。工期としては、令和８年２月１日から８月３１日の予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雨水については、地下浸透とします。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位６番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の６

○○委員　　それでは、順位６番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○府○○市○○区株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町５９９番、登記簿地目田、現況田、地積１，０３１㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、森戸町の信号を左折し３００m進み、左折し３００m先を左折し、２０m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１６５枚・パワコン９台を設置する予定で、工期としては令和８年１月３１日から令和８年３月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位７番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の７

○○委員　それでは、順位７番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による、所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、春日町２１９１番１、登記簿地目畑、現況畑、地積２１３㎡外１筆合計地積２７１㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に進み、三崎町１丁目の信号から７０m先を右折し、１２０m進み右折し、３０m先を右折し、２０m先の正面です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種中高層住居専用地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟１階６４．５９㎡、２階５３．４１㎡です。工期としては令和８年２月１日から令和８年９月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書と融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は、合併浄化槽により処理後、前面の位置指定道路の側溝に放流します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位３番までを一括審議いたします。事務局

に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から３番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。

設定者は、○○町○○○○外２名。被設定者は、○○町○○○○外２名。申請の地番・地積は、八木町７１７２番登記簿地目田、現況田、地積３，３７９㎡外田３筆、畑２筆合計地積１２，０５３㎡です。その内容ですが、順位１番から３番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田４筆　畑２筆、合計地積は１２，０５３㎡です。以上順位１番から３番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の６ページから７ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第９回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時３０分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員